

筑後市高齢者等給食サービス事業業務  
プロポーザル実施要領

**1. 業務概要**

- (1) 件名 筑後市高齢者等給食サービス事業業務
- (2) 目的 在宅の高齢者単独世帯及び高齢者のみ世帯、身体障害者等（以下「高齢者等」という。）で、自力では食事の準備等ができず、見守りも必要な者に対して実施することで、高齢者等の、食事の確保と健康管理を図るとともに福祉の向上を図ることを目的とする。
- (3) 内容 別紙1「筑後市高齢者等給食サービス事業業務委託仕様書」のとおり
- (4) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日
- (5) 単価 1食あたり780円（副食のみの場合730円）

**2. 参加資格**

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 筑後市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく筑後市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国税、市県民税等を滞納していないこと。
- (6) 参加希望者又は参加希望者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (7) 食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (8) 1月1日から1月3日までの間を除く毎日配食することができること。
- (9) 令和6年12月16日（月）に開催される説明会に参加すること。

### 3. 説明会

説明会では、筑後市高齢者等給食サービス事業業務の仕様書及びプロポーザル実施要領についての説明を行うこととする。「2. 参加資格(9)」のとおり、参加希望者は必ず本説明会に参加すること。なお、説明会における質問については、「6. 質疑応答」に準じ行うこととし、説明会時に質疑の応答は行わないものとする。

- (1) 日時 令和6年12月16日(月) 午後3時30分から1時間程度
- (2) 場所 サンコア2階会議室

### 4. 参加申込

#### (1) 提出書類

参加希望者は、期限までに次の書類を提出しなければならない。なお、提出された書類は返却しない。筑後市指名競争入札参加者名簿に登録されている場合は、提出書類⑤～⑨の提出を免除することとする。

- ① 参加申込書(様式1)
- ② 仕様確認調書(様式2)
- ③ 調査書(様式3) 8部【正本(業者名記入)1部及び副本(業者名無記入)7部】
- ④ 営業許可証の写し
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書(直前2年分)
- ⑥ 筑後市暴力団排除条例に基づく「誓約書」(様式第9号の2)
- ⑦ 役員名簿
- ⑧ 履歴事項全部証明書・身分証明書

法人	個人	
	商号登記している	商号登記していない
履歴事項全部証明書 (登記簿謄本)	履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本)	身分証明書及び登記されていないことの証明書

- ⑨ 納税証明書(国税・市県民税について未納がないことの証明)

※ 提出書類⑧及び⑨は、申請日直前3月以内に発行されたものであること。

#### (2) 提出方法

持参または郵送(郵送の場合は、書留郵便など送付記録が残る手段に限る。)

#### (3) 提出期限

令和7年1月8日(水)午後4時まで(必着)

#### (4) 提出先

「12. 事務局」と同じ

## 5. 審査

審査については、「筑後市高齢者等給食サービス事業業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、参加資格を有することを認めた参加希望者5者以内を対象に試食及びプレゼンテーション審査を行うこととする。

### (1) 1次審査

#### ① 審査方法

提出書類を基に参加資格について審査し、「2. 参加資格」の要件すべてを満たした事業者が6者以上の場合は、調査書（様式3）の内容に基づいて2次審査に参加できる者（以下「1次審査通過者」という。）を5者程度選定する。

#### ② 審査基準

##### ア. 参加資格審査

提出書類を基に、「2. 参加資格」の要件のとおりとする。

##### イ. 書類審査（上記ア.にて、該当する事業者が6者以上の場合のみ行うこととする。）

調査書（様式3）を基に、別紙2「筑後市高齢者等給食サービス事業業務公募型プロポーザル審査基準」（プレゼンテーション項目のみ）のとおりとする。

#### ③ 審査結果

審査結果は、参加希望者全員に対して、令和7年1月30日（木）に電子メールで通知するものとする。

### (2) 2次審査（試食及びプレゼンテーション審査）

#### ① 実施日

令和7年2月18日（火）とする。順番は、参加申込書提出時に引いたくじ番号を採用し昇順で実施する。「くじ」は、持参の場合は持参した者が、郵送の場合は提出締切後に、第三者立ち会いのもと事務局が代理で引くものとする。審査開始時刻は、1次審査の結果とともに通知する。

#### ② 提出物

2次審査の当日受付時に、次のとおりア～ウについて提出することとする。

ア. 普通食弁当1食	本事業で受託した場合に用意する弁当を、本事業で使用する容器に盛り付けたものを提出する。通常配達しているものを提出すること。
イ. 上記アの栄養成分表	エネルギー量(kcal)、たんぱく質量(g)、脂質量(g)、塩分量(g)がわかる資料を提出すること。
ウ. 献立表（直近1カ月分）	本事業で受託した場合に利用者に提示する献立表の様式を提出すること。新規事業者は予定される献立を作成し添付のこと。

※ 提出物 イ. 及び ウ. については、正本1部（業者名記入）と副本7部（業者名無記入）の計8部ずつを提出することとする。

### ③ 審査方法

事業者は、調査書（様式3）に基づき、業務実施方針及び取り組み意欲等についてプレゼンテーションを実施（10分以内）し、審査員による質疑応答（10分程度）を行う。全プレゼンテーション終了後、審査員による試食を非公開にて行う。プレゼンテーションは2名までの参加とし、主たる説明は、参加申込書（様式1）に記載した担当者（本業務を直接担当する予定となる業務執行責任者）が行うこと。※急遽、担当者が説明できない事情が生じた場合は「12. 事務局」に速やかに連絡すること。

### ④ 審査基準

審査基準については、別紙2「筑後市高齢者等給食サービス事業業務公募型プロポーザル審査基準」のとおりとする。

### ⑤ 選定

審査基準に基づき、審査委員会委員（以下、「審査員」という。）が評価（点数化）し、各審査員の合計点数が上位3位までの事業者を受託候補者とする。なお、合計点数の平均が6割以上であることを条件とする。

### ⑥ 審査結果

審査結果は、2次審査参加者全員に対して、令和7年2月27日（木）に電子メールで通知するものとする。

## 6. 質疑応答

質問がある場合は、次に定める所定の様式を提出すること。

### （1）提出方法

質問書（様式5）により、必ず電子メールで提出すること。電子メールの件名は「【事業者名】筑後市高齢者等給食サービス事業業務」として発信し、提出後は電話により到達確認を行うこと。

### （2）受付期間

令和6年12月2日（月）～令和6年12月23日（月）午後4時まで

### （3）提出先

「12. 事務局」と同じ

### （4）回答方法

令和6年12月26日（木）に、参加申込者全員に電子メールにて回答する。回答内容については、筑後市ホームページにも掲載する。

## 7. 契約方法

市は、審査結果の通知後に、受託候補者と本業務委託に係る詳細について必要な協議を行う。この協議において、調査書に記載した提案内容について、受託候補者からの変更は原則認められない。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式審査の公平性、

透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについては除く。

なお、受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを進める。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様とする。

## 8. 日程

公募開始	令和6年12月 2日(月)
説明会	令和6年12月16日(月)
質問受付期限	令和6年12月23日(月) 午後4時まで
質問への回答	令和6年12月26日(木)
参加申込書受付期限	令和7年 1月 8日(水) 午後4時まで
1次審査結果通知	令和7年 1月30日(木)
2次審査	令和7年 2月18日(火)
2次審査結果通知	令和7年 2月27日(木)
契約締結	令和7年 3月 上旬(予定)

## 9. 失格要件

参加希望者または受託候補者が次のいずれかに該当することになった場合は、参加資格を失うものとし、すでに提出された提案は無効とする。

- (1) 「2. 参加資格」の要件を満たすものではなくなった場合
- (2) 不正行為または審査の公平性を害すると認められる行為があった場合
- (3) 市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) 仕様書に定める業務ができない場合

## 10. 情報公開及び提供

プロポーザル方式による候補者決定における公正性及び透過性を高めるとともに、説明責任を果たすため、次に掲げる事項に留意して、情報公開及び情報提供するものとする。

- (1) プロポーザルの実施過程、結果等については、筑後市ホームページ等を活用し、情報提供に努める。
- (2) 候補者決定に影響をおよぼさないよう行う。

## 11. その他

- (1) 審査に係る経費については、参加希望者の負担とする。

(2) 参加申込みを辞退する場合は、「12. 事務局」に速やかに連絡を行った上で、辞退届(様式4)を提出すること。

## 12. 事務局

筑後市役所 市民生活部高齢者支援課 高齢者支援担当

〒833-8601 筑後市大字山ノ井 898 番地

電 話 0942-53-4255 (直通)

F A X 0942-53-4119

E - m a i l kourei-s207@city.chikugo.lg.jp